書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２００１号
青森県弘前市大字石渡字田浦61番地２
清算株式会社　株式会社長慶
代表清算人　寺本　收宏
１　決定年月日　令和７年10月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（ヒ）第１００５号
千葉県大網白里市みやこ野１丁目１番地１
清算株式会社　株式会社大網白里ショッピングセンター
代表清算人　安川　博章
１　決定年月日　令和７年10月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第６号
石川県加賀市山中温泉塚谷町イの323番地
清算株式会社　株式会社酢谷
代表清算人　酢谷　喜輝
１　決定年月日　令和７年10月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所小松支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第５０１号
福島県南相馬市原町区萱浜字北谷地311番地
清算株式会社　ロボコム・アンド・エフエイコム株式会社
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所相馬支部

令和７年（ヒ）第２０２６号
東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地
清算株式会社　株式会社明邦
１　決定年月日　令和７年９月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０５８号
東京都台東区東上野５丁目４番19号
清算株式会社　株式会社ＢｉＧｈｏｌｙ
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第４号
愛知県豊田市錦町２丁目15番地１
清算株式会社　株式会社井上自動車
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１１号
徳島県徳島市川内町沖島600番地
清算株式会社　株式会社ＦＳサービス
代表清算人　髙橋　章人
１　決定年月日　令和７年９月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　用語の定義
⑴　共益的債権
清算株式会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。
⑵　優先債権
清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑶　解散日
清算株式会社の解散日である令和７年３月31日をいう。
⑷　本件弁済日
本協定第３、２⑴に定める弁済日をいう。
⑸　徳島大正銀行
株式会社徳島大正銀行をいう。
⑹　日本政策金融公庫
株式会社日本政策金融公庫をいう。
⑺　阿波銀行
株式会社阿波銀行をいう。
⑻　高知銀行
株式会社高知銀行をいう。
⑼　香川銀行
株式会社香川銀行をいう。